

栄区連会配布資料(9月)

資料No.1'
栄警察署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和7年			令和6年	前年同期比(件)
	8月件数	1～7月末累計	8月末累計	1～8月末累計	
全認知件数	30	216	246	253	-7
凶悪犯	0	4	4	2	2
粗暴犯	3	21	24	18	6
窃盗犯	15	120	135	180	-45
侵入盗犯	2	7	9	19	-10
空き巣	0	1	1	1	0
その他	2	6	8	18	-10
乗り物盗	9	47	56	63	-7
自転車	6	30	36	41	-5
オートバイ	3	12	15	20	-5
自動車	0	5	5	2	3
非侵入窃盗	4	66	70	98	28
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	7	8	10	-2
車上ねらい	0	1	1	7	-6
自動販売機ねらい	0	2	2	1	1
その他	3	56	59	80	-21
知能犯	8	40	48	24	24
詐欺	7	40	47	24	23
その他	1	0	1	0	1
風俗犯	1	5	6	8	-2
その他の刑法犯	3	26	29	21	8
占有離脱物横領	0	0	0	1	-1

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和7年8月末現在(暫定値) 32,707件(前年同期比 +3,250件、+11.0%)

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(8月末まで)

	検挙件数	検挙人員
刑法犯全体	99	50
窃盗犯	79	38

3 栄区内における人身交通事故発生状況(1月から8月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	83	+12	31	26
死者	1	±0		
負傷者	93	+12		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和7年8月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	1,587	77億円
オレオレ詐欺	840	57億円
預貯金詐欺	231	1億5000万円
架空料金請求詐欺	162	12億円
融資保証金詐欺	20	2000万円
還付金詐欺	246	4億6000万円
その他の手口	16	1億6000万円
キャッシュカード詐欺盗	56	3000万円

栄区内における令和7年8月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	34	4億円
オレオレ詐欺	19	2億4000万円
預貯金詐欺	2	10万円
架空料金請求詐欺	3	1億4000万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	10	2200万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

- (1) 県警察では、10月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動として各家庭を訪問し、特殊詐欺被害防止や事件事故に遭わないための情報発信活動を推進する予定です。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。
- (2) 10月は違法駐車追放強化期間です。
警察では、10月22日水曜日から31日金曜日までの10日間、「ちょっとだけ 甘さが招く 迷惑駐車」「自転車の代わりに置こう 思いやり」をスローガンに、交通指導取締りを強化したり、キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。
駐車が原因で大きな事故につながる可能性があります。
短時間でも、違法駐車はやめましょう。
- (3) 自転車盗・オートバイ盗が多発しています。
自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。
ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、8月中の阻止が7件、1月から8月末までの累計は60件
- (5) 神奈川県警では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて公式アプリ「かながわポリス」をリリースしました。
「かながわポリス」には、
 - ・「ピーガルくん安全メール」
 - ・「犯罪・特殊詐欺情報」
 - ・「痴漢撃退機能」
 - ・「防犯ブザー機能」など、様々な機能があります。
警察が発信する情報を、自ら収集・活用し、自分と周りの人を事故や事件から守りましょう。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月から8月末まで)

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本 郷 台 駅前	桂 町						1			8	9
	小 菅 ケ 谷 町										0
	小 菅 ケ 谷 1 丁 目				1	2	11	1	3	12	30
	小 菅 ケ 谷 2 丁 目								2	2	4
	小 菅 ケ 谷 3 丁 目						1		2	6	9
	小 菅 ケ 谷 4 丁 目					1				2	3
	小 山 台 1 丁 目										0
	小 山 台 2 丁 目								1		1
上 郷	犬 山 町						1			1	2
	尾 月								1	1	2
	上 之 町										0
	亀 井 町									1	1
	桂 台 東					1					1
	桂 台 西 1 丁 目								1	1	2
	桂 台 西 2 丁 目										0
	桂 台 南 1 丁 目										0
	桂 台 南 2 丁 目								1		1
	桂 台 北								1	2	3
	桂 台 中					1	1			3	5
	公 田 町					5	2		8	15	30
笠 間	笠 間 町						1				1
	笠 間 1 丁 目						1		1	2	4
	笠 間 2 丁 目						6			12	18
	笠 間 3 丁 目					1	1		2	3	7
	笠 間 4 丁 目								1	1	2
	笠 間 5 丁 目						2		1	2	5
	田 谷 町								1		1
	長 尾 台 町	1			2		3			1	7

別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
元 大 橋	元 大 橋 1 丁 目								2	1	3
	元 大 橋 2 丁 目										0
	中 野 町		1				2			5	8
	若 竹 町								1		1
	柏 陽								1	1	2
	鍛 冶 ケ 谷 1 丁 目	1				1				2	4
	鍛 冶 ケ 谷 2 丁 目								2	2	4
	鍛 冶 ケ 谷 町								1		1
元大橋・庄戸	上 郷 町						1		3	13	17
上 郷・庄 戸	野 七 里 1 丁 目									4	4
庄 戸	野 七 里 2 丁 目								1		1
	庄 戸 1 丁 目										0
	庄 戸 2 丁 目										0
	庄 戸 3 丁 目								1		1
	庄 戸 4 丁 目								1	1	2
	庄 戸 5 丁 目	1							2		3
	東 上 郷 町					1			1	1	3
	長 倉 町									1	1
豊 田	本 郷 台 1 丁 目										0
	本 郷 台 2 丁 目									2	2
	本 郷 台 3 丁 目	1								2	3
	本 郷 台 4 丁 目				1						1
	本 郷 台 5 丁 目				1						1
	飯 島 町					1	1		2	11	15
	長 沼 町								3	10	13
	金 井 町					1	1			6	8
合 計		4	1	0	5	15	36	1	47	137	246

栄 地域安全情報

令和7年
10月号

みんなでつくろう安全安心のまち栄

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、県民の皆様の防犯意識の向上及び防犯活動へのご理解、ご参加等をいただくため、10月11日(土)から10月20日(月)までの10日間、県内一斉に「安全・安心まちづくり旬間」を実施します。

実施重点

- 1 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止
- 2 子供と女性の犯罪被害防止
- 3 乗り物盗・万引きの被害防止
- 4 住宅、店舗等に対する侵入犯罪の被害防止

栄警察署では、期間中、実施重点の警戒活動や取締り等の警察活動を強化して、犯罪の被害防止に努めます。

みんなで協力して
安全な街にしましょう！



特殊詐欺の被害に遭わないために…！

息子や孫を騙ったり、警察官や区役所、弁護士を名乗るなど、特殊詐欺の犯人は様々な手口であなたに近づきます。そして、その始まりは“電話”です。

だからこそ、犯人からの電話に出ない対策を取りましょう！

- ① 迷惑電話防止機器を設置する
- ② 常時留守番電話に設定する
- ③ 国際電話番号拒否を設定する
- ④ 固定電話番号を変更（又は廃止）する
- ⑤ ナンバーディスプレイ及び
ナンバーリクエストを契約する

※ ナンバーリクエストとは、番号非通知の相手に対し、自動音声で電話番号を通知するよう伝えるサービスです。

よし
これで安心だ



犯人からの電話に出てしまった時は…

- ◎ 個人情報や家族構成、現金の保管状況などを聞かれても、答えないようにしましょう。
- ◎ 不審な電話があったら、家族に相談するか、警察へ通報しましょう

栄警察署生活安全課
栄 防 犯 協 会

045(894)0110

新たな交通規制の開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

昨年、交通量を抑制することで歩行者の安全を確保することを目的とした交通規制の検討のため、交通社会実験を実施しましたが、次のとおり交通規制を開始します

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】班回覧をお願いします。

3 交通規制開始の内容

(1) 開始時期

令和 7 年 10 月 1 日（水）午前 7 時 30 分から

(2) 規制時間

土曜・日曜・休日を除く平日

午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間

(3) 規制場所

横浜市栄区笠間 5 丁目 2 7 - 2 2 先 笠間薬局前交差点

(4) 内容

笠間薬局前交差点において、環状 4 号側から大船郵便局方向への左折を規制します。

対象は、自転車を除く全ての車両です。

なお、大型車等は終日の規制です。

4 参考事項

地元住民からの要望を受け、交通量を抑制し、通学児童及び通行歩行者を保護する趣旨で交通規制を実施するものです。

昨年の社会実験の際には、青木神社入口交差点から笠間薬局交差点方向への一方通行規制を行いましたが、笠間薬局前の交差点における左折禁止規制のみとなります。

笠間交差点の工事が荒天等で遅れた場合、規制開始が遅れることがあります。
趣旨をご理解いただき、ご協力願います。

5 交通規制に関するお問い合わせ・ご意見等

栄警察署交通課 045-894-0110（代表）

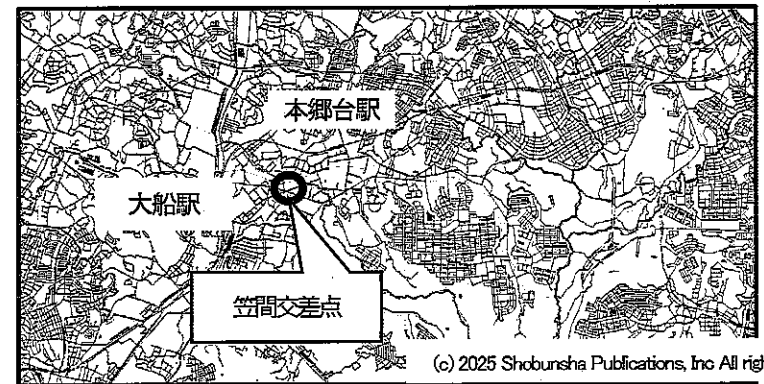
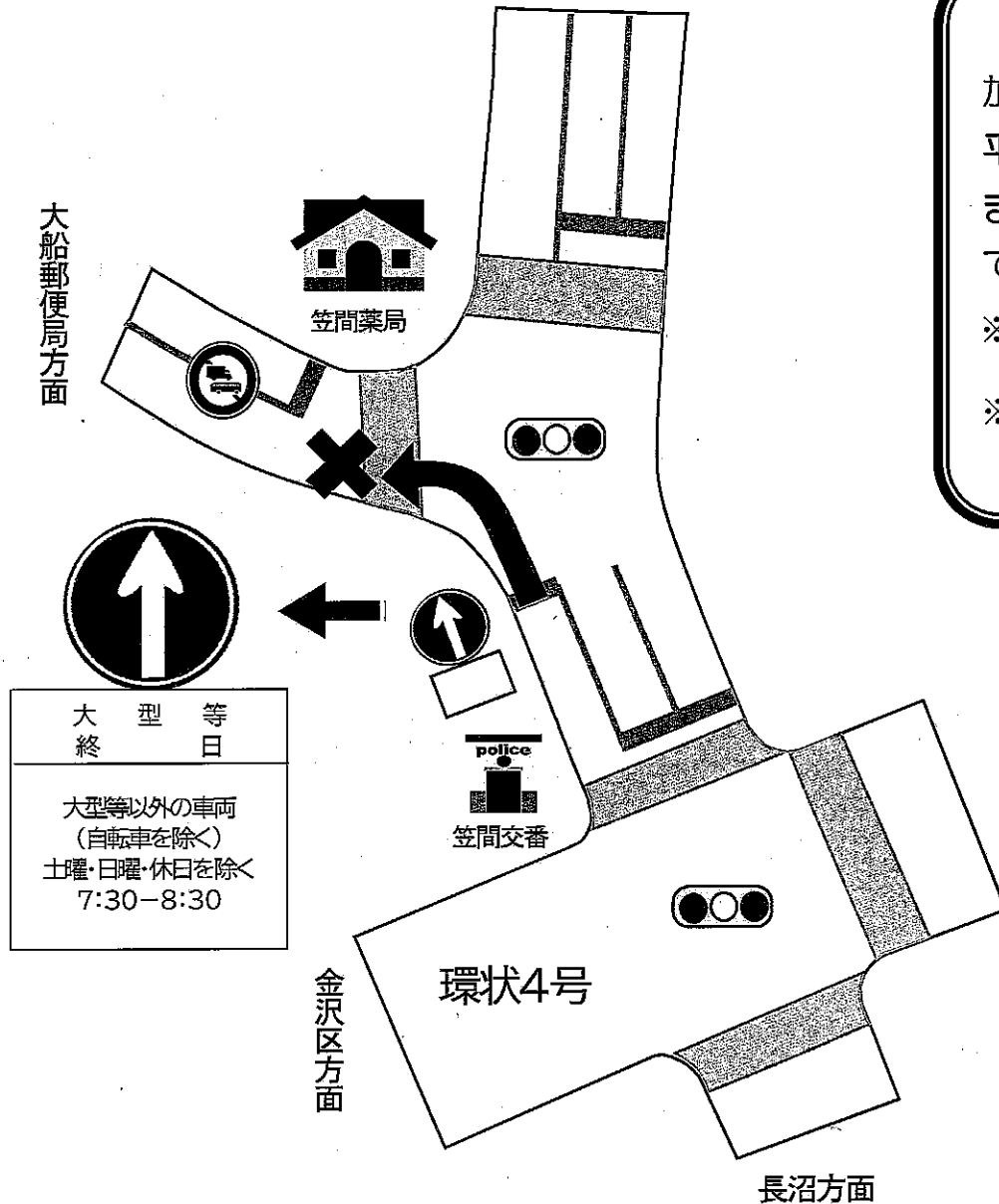
交通規制開始のお知らせ

大船駅方面

9月30日までは大型等※¹が終日通行できませんでしたが、加えて10月1日からは、大型等以外（自転車を除く）の車両※²も、平日（土曜・日曜・休日以外）の午前7時30分から午前8時30分までの時間帯は、赤矢印方向へ左折できなくなります。一方通行規制ではありません。

※1 大型等とは、「車両総重量8 t以上の自動車」「最大積載量5 t以上の自動車」「乗車人員11人以上の自動車」「大型特殊自動車」をいいます。

※2 大型等以外（自転車を除く）の車両とは、全車両のうち、※1と自転車以外の車両をいいます。



戸塚区方面

令和7年10月1日（水）から規制開始

（笠間交差点の工事が荒天等の理由で遅れた場合、規制開始が遅れる場合があります。）

栄 警 察 署 交 通 課

栄区内の火災・救急状況について

火災情報

令和 7 年8月31日現在

栄 区 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別	令和 7 年		令和 6 年	増△減	
	8月	累計			
件 数		2	11	15	△ 4
火 災 種 別	建 物	2	8	11	△ 3
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	1	2	△ 1
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	0	2	2	0
損 害	焼損床面積	54	91	181	△ 90
	死 者	0	1	1	0
	負 傷 者	1	6	6	0

横 浜 市 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別	令和 7 年		令和 6 年	増△減	
	8月	累計			
件 数		526	426	100	
火 災 種 別	建 物	338	297	41	
	林 野	0	0	0	
	車 両	41	39	2	
	船 舶	2	0	2	
	航 空 機	0	0	0	
	そ の 他	145	90	55	
損 害	焼損床面積	3,777	4,160	△ 383	
	死 者	16	17	△ 1	
	負 傷 者	83	79	4	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	3	1	2
2	配線器具	2	2	0
3	ストーブ	1	0	1
4	こんろ	1	3	△ 2
5	その他	4	9	△ 5

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火（疑い含む）	97	63	34
2	たばこ	86	72	14
3	電気機器	66	45	21
4	こんろ	65	55	10
5	配線器具	25	17	8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 *（ ）内の数字は今月分					
豊田地区	3	(1)	本郷第三地区	2	
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	3	(1)
本郷中央地区	3		連合未加入	0	
合 計				11	

8 月中の火災

■ 火災事案①

日時：8 月 2 日 9 時50分 場所：庄戸三丁目

概要：2 階建て住宅のベランダで、炭火起こし器の残り火が周囲のごみに燃え移り、床面約1㎡とスノコ2 枚、ごみ類が焼損しました。（消防団：第四分団本部、2 班）

■ 火災事案②

日時：8 月25日 0 時20分（3 時12分鎮火）場所：飯島町

概要：2 階建て住宅 1 棟が全焼し、隣接する住宅の外壁や屋根なども焼損しました。火元の住人男性は避難時に煙を吸い、救急搬送されています。出火原因は現在調査中です。

（消防団：第一分団本部、2 班、3 班）

8月中の特異事案

日時：8月25日 15時19分 場所：公田町（横浜環状南線工事現場）

概要：地下20mのベルトコンベアで掘削土を搬出中に出火。関係者が初期消火を行いました。煙がトンネル内に充満したため通報がありました。

特殊災害対応隊が有害物質の検知活動を行いました。検出されませんでした。土の変色は確認されましたが、焼損物件はなく、煙の原因は不明です。熱中症となった特殊災害対応隊員が救急搬送されています。（消防団：第四分団本部、1班）

救急情報

令和7年8月31日現在

栄 区 内					横 浜 市 内			
救 急 状 況					救 急 状 況			
年 別	令和7年		令和6年	増△減	年 別	令和7年	令和6年	増△減
	8月	累計						
件 数	667	5,242	5,399	△ 157	件 数	163,640	171,428	△ 7,788
急 病	498	3,898	4,018	△ 120	急 病	114,386	121,558	△ 7,172
交 通 事 故	14	138	134	4	交 通 事 故	5,750	5,896	△ 146
一 般 負 傷	118	939	980	△ 41	一 般 負 傷	30,077	31,053	△ 976
そ の 他	37	267	267	0	そ の 他	13,427	12,921	506

引き続き熱中症予防対策！！



今年はまだまだ気温の高い日が継続しています。9月を迎えても熱中症発生の危険性が高いので、屋外はもちろん、屋内でも熱中症の発生リスクが高くなることから、暑さへの対策が欠かせません。

熱中症予防

- ・日陰や帽子で日射対策
- ・こまめな水分・塩分補給
- ・エアコン・扇風機などを活用



重度の症状が見られる場合は、救急車を呼びましょう

● 熱中症の症状と対応

重症度	症状	対応
軽度	めまい、筋肉痛、大量発汗 ※熱中症が重度になると発汗がなく、乾いた皮膚になるので、汗だけで判断しないことが大切です	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 安静にして休憩をとる ④ 回復したら帰宅する
中程度	頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 自力で水を飲めない・症状が良くならない場合は医療機関へ（必要に応じて救急車を呼び）
重度	意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温	救急車を呼び、医療機関へ 

ヘリコプター離着陸訓練の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

金井公園多目的広場において横浜市消防局のヘリコプターが離着陸訓練を行いますのでお知らせします。なお、この訓練では機体の見学や説明を行いますので、お気軽にお越しください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 訓練の概要

(1) 実施日時

令和 7 年 11 月 15 日（土）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

※当日の天候状況や災害の発生等により、急きょ訓練が中止となる場合があります。

(2) 場所

金井公園多目的運動広場（横浜市栄区金井町 315 番地）

※大規模災害や負傷者搬送などヘリコプターが活動するために「飛行場外離着陸場」として指定されています。

(3) 実施団体

栄消防署、栄消防団、消防航空隊、横浜緑地株式会社（指定管理者）

(4) その他

ヘリコプターの飛来により騒音、強風等が発生するため、近隣の方へ「チラシ」のポスティングを行い、公園利用者には、立て看板を設置してお知らせします。

過去の訓練の様子



住宅防火対策に係る防災訪問について【情報提供】

1 事業の目的

栄消防署では、今年度も「防火防災普及啓発」を目的として、防災訪問を実施します。
つきましては、貴地域におきまして防災訪問へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 定例会等を通じて、情報提供をお願いします。

また、防災訪問を希望される場合は、下記連絡先までご一報ください。

3 訪問対象地域・世帯

- (1) 自治会、町内会等から依頼のあった地域
- (2) 個別に希望があった世帯
- (3) 民生委員等から同行希望があった世帯

4 訪問方法

栄消防署職員が制服着用を着用し、職員証を携行して訪問します。

5 訪問内容

玄関先等で以下の確認・対応を行います。

- (1) 住宅火災警報器の設置状況
- (2) コンロ、たばこ、暖房器具などの火気取扱状況
- (3) よこはま防災 e-パークを活用した住宅防災診断
- (4) 御要望があれば、住宅用火災警報器の動作確認等を実施します。

所要時間は、1 世帯あたり約 5～10 分程度です。



住宅用火災警報器

栄消防署 総務・予防課 予防係

担当 川井、滝沢

電話 045-892-0119

メール sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

／スマホでかんたん！／

住宅防災診断



ステップ①

5～10問の質問
に答えておうちの
状況をチェック！

いざという時に役立つ
知識を、動画やクイズ
で楽しく学べます！



ステップ②

結果に応じた
アドバイスが
もらえます。



〈アクセス方法〉

方法① よこはま防災e-パークで検索

方法② 右の二次元コードを読み取る



こちらから
▶

※消防職員の訪問による、具体的なアドバイスを希望される方は裏面をご覧ください

お問合せ：横浜市消防局予防課 (TEL 045-334-6406)

～ 消防職員の訪問による〈住宅防災診断〉のお知らせ～

建物火災の半数以上は**住宅**で発生しています。

自分ではなかなか気づくことが難しい火災危険等について、
消防職員から直接アドバイスを受けてみませんか？



対象世帯 訪問を希望する高齢者世帯等

実施時間 10分～15分程度
(原則平日の9時00分～17時00分)

実施内容 ・住宅用火災警報器の点検
・防火・防災に関するアドバイス 等



申込方法 お住いの区にある消防署へ電話等でお申込み
ください。

すべて
無料!

申込先一覧(電話・FAX共通)

鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119
保土ヶ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119

⚠ 訪問する消防職員は、**制服** または **活動服** を着用し、
職員証 を携帯しています。



土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について【情報提供】

1 事業の趣旨

県では、地形の変化や新たに確認された崖地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めています。栄区における調査結果は、令和 7 年 9 月末に公表する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、チラシを班回覧してください。

3 回覧の概要

別紙参照

4 その他

今後のスケジュールは横浜川崎治水事務所ホームページにて掲載予定です。

【横浜川崎治水事務所ホームページ】

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/cnt/f617/p1204384.html>

神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課
担当 石射、吉田
電話 045-411-2520（直通）

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（栄区）

～土砂災害に備えていただくために～

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

●基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

○県では地形の変化や、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、**栄区**の調査結果を令和7年9月末に公表します。

○今回の公表内容や、土砂災害防止法の概要等についての説明動画をご用意しましたので、インターネットを利用できる場合はこちらをご覧ください。

URL <https://www.youtube.com/watch?v=ZmDaQEdRSnM&t=7s>

○基礎調査結果（区域図(案)）は、県ホームページ**神奈川県土砂災害情報ポータル**や、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

※県ホームページに掲載する区域図（案）は情報の更新に時間のかかる場合があります。更新状況については当所までお問い合わせください。

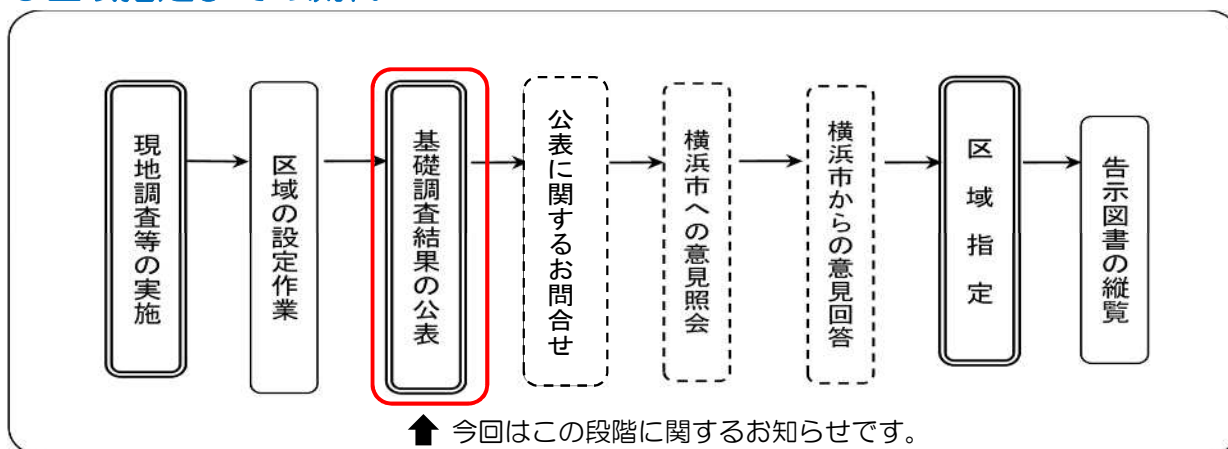


神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索

●区域指定までの流れ



●問合せ先

神奈川県 横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課
電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



資料No. 7

区連会 9 月定例会
栄区社会福祉協議会

令和 7 年 9 月 22 日

各自治会・町内会長 様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
支 会 長 細 田 利 明

令和7年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

1 事業の趣旨

例年、10月1日より行われます赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も区内の各地域で行われているサロン活動やこども食堂、障害児者の支援事業等財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。

【単位会長】赤い羽根共同募金の募集にご協力をお願いいたします。

3 募集期間

令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)

※戸別募金については、令和7年12月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

4 納入方法

共同募金関連資材一式に同梱してお送りする払込用紙(青枠線)にて、お近くの郵便局の窓口でお振込ください。払込用紙(青枠線)で払込みいただくと、手数料が一部免除になります。また、栄区社会福祉協議会の窓口[祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時]においても受付をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

令和7年度より、郵便局にて払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、領収書の代わりとさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。

なお、領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。個別に対応させていただきます。

5 活動資金の使途内容

○共同募金・・・地域福祉の推進を図るために毎年募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示によりおこなわれるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望にもとづいて策定されます。

○年末たすけあい募金・・・共同募金活動の一環として行われています。新たな年を迎える時期に福祉活動を実施し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう募金活動を実施しています。

事務担当：栄区社会福祉協議会 安田・根岸
電 話：894－8521 FAX：892－8974

令和7年度共同募金栄区支会目標額

募金目標額 12,710,000円

単位:円

募金の種類	地区名	対 象 世帯数	目標額	内 訳	
				一般募金 目標額	年末たすけあい 目標額
戸別募金	豊田	7,592	2,391,480	1,935,960	455,520
	笠間	5,801	1,827,315	1,479,255	348,060
	小菅ヶ谷	5,050	1,590,750	1,287,750	303,000
	本郷中央	6,414	2,020,410	1,635,570	384,840
	本郷第三	4,016	1,265,040	1,024,080	240,960
	上郷西	3,099	976,185	790,245	185,940
	上郷東	3,122	983,430	796,110	187,320
	連合未加入	2,252	709,380	574,260	135,120
	小計	37,346	11,763,990	9,523,230	2,240,760
法人・街頭 その他	事務局	－	946,010	946,010	
合 計		－	12,710,000	10,469,240	2,240,760

* 実施期間: 令和7年10月1日～12月31日

* 対象世帯数は、令和7年4月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%控除したものです。

* 目標額: 対象世帯数×315円

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市は、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を 9 月 22 日(月)から 10 月 21 日(火)まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会 9 月定例会でお知らせしたいと考えております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

(2) 市民意見募集の実施

【実施期間】令和 7 年 9 月 22 日(月)から令和 7 年 10 月 21 日(火)まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

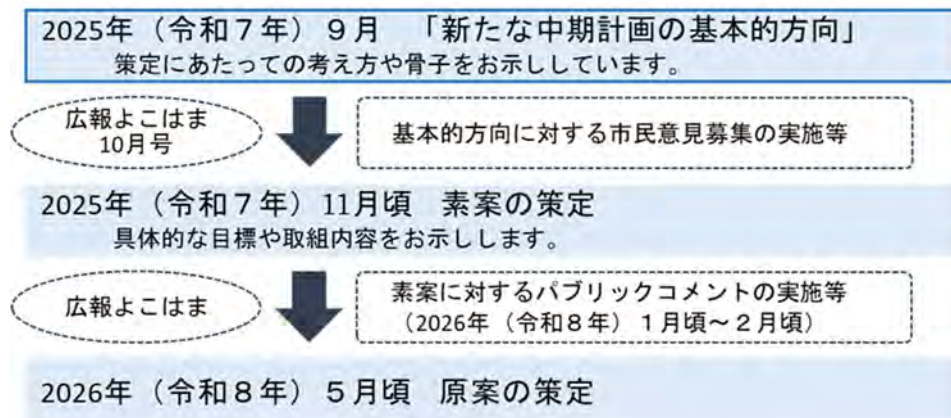
※9 月 22 日(月)よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）



政策経営局経営戦略課

担当 細谷、井上

電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613

メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp

新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示する「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜14の政策分野からなる総合的な取組＞とく横浜の成長・発展に向けた横断的な取組により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、
150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



新たな中期計画の策定前に、市民の皆様の横浜や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

調査概要：(1)子どもワークショップ 【対象人数】市内在住の小中学生24名 【実施日】令和7年6月1日
(2)デジタルを活用した意見募集 【対象】18歳以下の横浜市民 【実施期間】令和7年6月 【回答】473件

共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

<市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

<横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

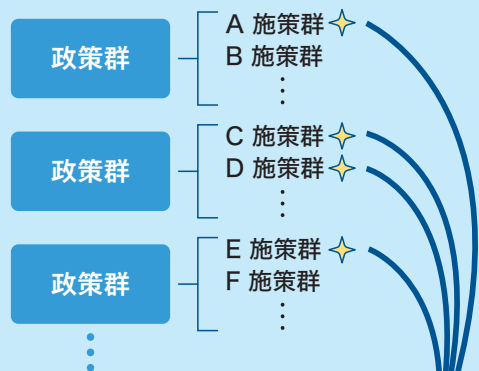
政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく 都市プロジェクト」★

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の 安心・安全



防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災



地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通



地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療



総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て



預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育



グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の
まちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境



GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者



インクルーシブなまちづくり
の推進
自立支援・家族支援の推進

みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください



▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな
循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた
観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた
未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに
☒ を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？
あなたのご意見や考えを教えてください。

※選択肢に ☒ のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

☒ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、
ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 毎日の安心・安全 | ☐ 高齢・長寿 | ☐ スポーツ・文化 |
| ☐ 防災・減災 | ☐ 障害児・者 | ☐ 産業・にぎわい |
| ☐ 医療 | ☐ 暮らし・コミュニティ | ☐ まちづくり |
| ☐ 子育て | ☐ 交通 | ☐ 環境 |
| ☐ 教育 | | ☐ みどり |

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に ☒ のうえ、ご記入ください。

- ☐ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- ☐ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日(月) から 10月21日(火)まで

ご意見の提出方法

インターネット 入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和7年
10月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

23 1-8 7 9 0

005

見本

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10

横浜市政府政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

☐ 横浜市 _____ 区

☐ 横浜市内

■年代

☐ ~10歳代 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代

☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表



市民意見募集の実施等



11月頃

素案の策定



パブリックコメント
(令和8年1月頃~2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定

※策定した原案は、
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政府政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まっています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和7年12月2日(火) 14時～15時30分(13時15分開場予定)

(2) 場所

横浜関内ホール(横浜市中区住吉町4-42-1)

(3) 内容

・落語(一席)

出演:三遊亭 好楽 氏(落語家)(予定)

・終活に関する対談(終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える)

出演:三遊亭 好楽 氏(予定)

黒澤 史津乃 氏(株式会社OAG ウェルビーR 代表取締役)(予定)

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方(先着1,000名)

5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話:0120-101-350

FAX:03-6800-7769

【申込開始日時】令和7年10月14日(火)9時から

健康福祉局福祉保健課

担当 鳥海、山脇、木内

電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622

メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1 団体あたり 200 セット(1箱)をお渡しします。

※100 セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年10月17日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「**ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分**」の備蓄をしましょう。できれば**7日分**の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

● 受取決定

ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。
全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

● 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について【情報提供】

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱 (155,000 食) 程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱 (19,000 食) 程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱 (16,000 食) 程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱 (10,800 本) 程度
(5) クラッカー70 食入り	200 箱 (14,000 食) 程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱 (6,750 食) 程度

【参考】

・ビスケット

① 1箱当たりの食数：100 食

② 賞味期限：2026 年 8 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

① 1箱当たりの食数：20 食

② 賞味期限：2026 年 1 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

① 1箱当たりの食数：20 食

② 賞味期限：2026 年 1 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

① 1箱当たりの本数：24 本

② 賞味期限：2026 年 7 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

① 1箱当たりの食数：70 食

② 賞味期限：2026 年 1 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

① 1箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）

② 賞味期限：2026 年 7 月

③ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

※栄区の配布場所は栄区役所（〒247-0005 栄区桂町 303 番地の 19）です。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高

Tel671-2011

栄区総務課

藤井、松山、児玉、宮川

Tel894-8430

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：100 食
- ・ 賞味期限：2026 年 8 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg



③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg



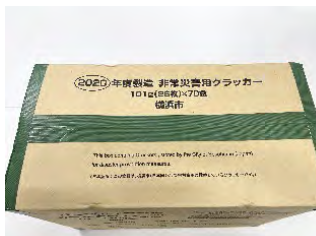
④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1 箱当たりの本数：24 本
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg



⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：70 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：45 食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15 食)
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

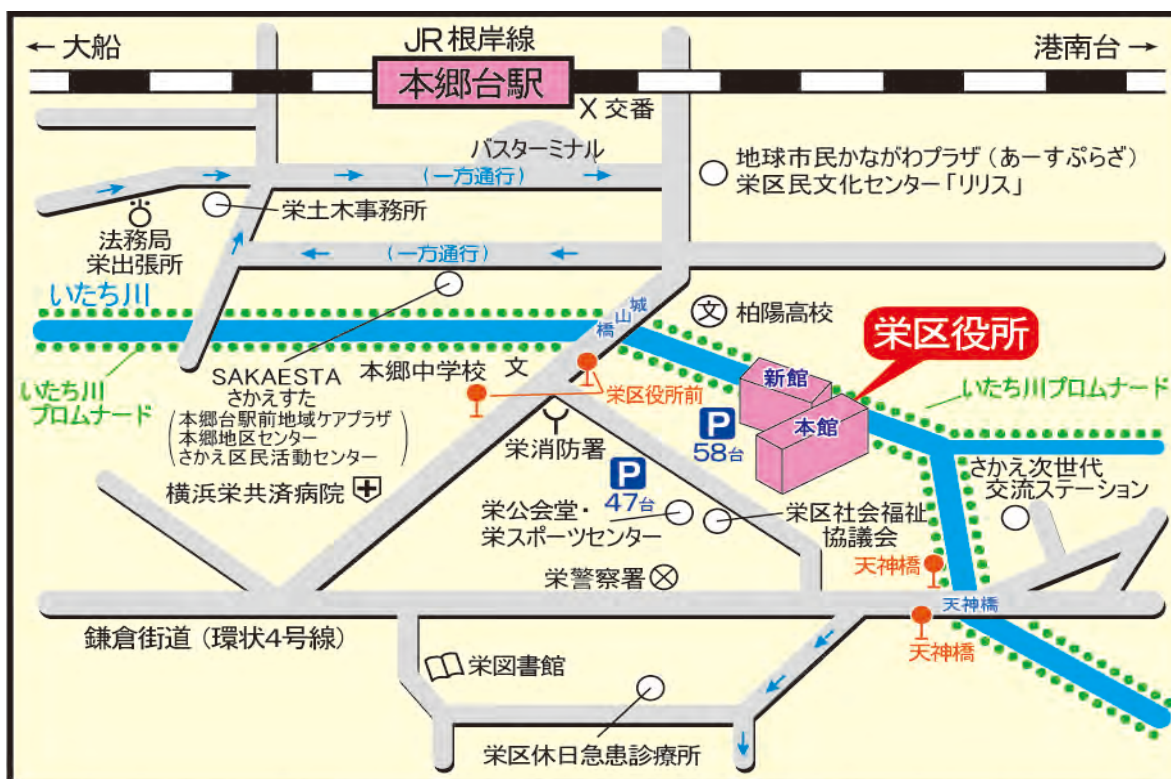
(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

栄区役所（〒247-0005 栄区桂町 303 番地の19）



区役所到着後、総務課（41 番窓口）防災担当までお声掛けください。

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大 15 箱、クラッカーは最大 10 箱、スープは最大 2 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

＜無償配布について＞

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 （電話）045-671-2011

＜配布当日の連絡先について＞

栄区総務課防災担当

〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19 （電話）045-894-8430

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時医療に関わる啓発グッズ（携帯トイレ及びカイロ）の配布について【情報提供】**1 事業の趣旨**

栄区では、大地震などの災害が発生した時に、区民が重症度に応じた医療機関を選択できるようにすることで、医療資源の適正配分を促進し、重症者への迅速な対応を可能にする取組を推進しています。

つきましては、災害時の医療体制に関する区民向けの啓発の一環として、希望する自治会・町内会に対し、啓発物品を次のとおり配布します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 配布を希望する際は下記募集概要を確認のうえご連絡ください。

3 募集概要**（1）配布対象**

栄区内の自治会・町内会

（2）配布物品

ア 携帯トイレ

イ 使い捨てカイロ ※イメージは裏面のとおりです。

ウ 災害時医療体制チラシ「災害時のケガは緊急度・重症度に応じた医療機関へ」

ア・イについては、在宅避難時の備蓄品としてご自宅の防災リュック等に備えていただくことで、発災時に適切な医療機関を受診するための目安となります。

（3）配布予定数

【先着順】携帯トイレ：約 400 個、使い捨てカイロ：約 1,400 個

1 自治会・町内会あたり、最大数を各 20 個までとします。

（4）申込方法

裏面の申込先まで、お電話またはメールにて事前にご連絡のうえ、お申込みください。

なお、在庫には限りがあるため、直接窓口へご来所いただいても対応できない場合がございます。

（5）配布方法

お申込時、日程を調整させていただき、栄区役所福祉保健課 304 窓口にてお渡しします。

裏面あり

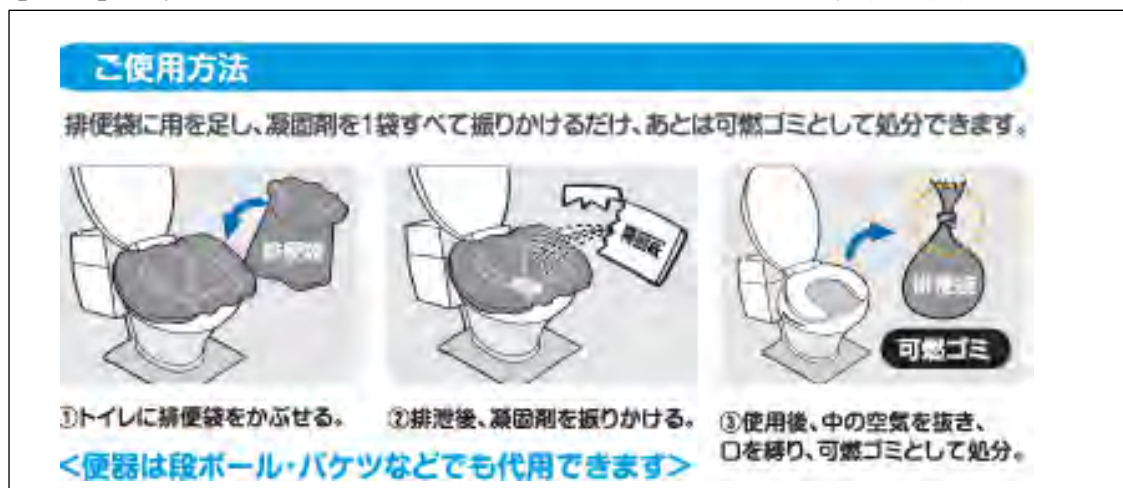
配布物品イメージ

【表面】 携帯トイレ：縦9 cm×横14 cm

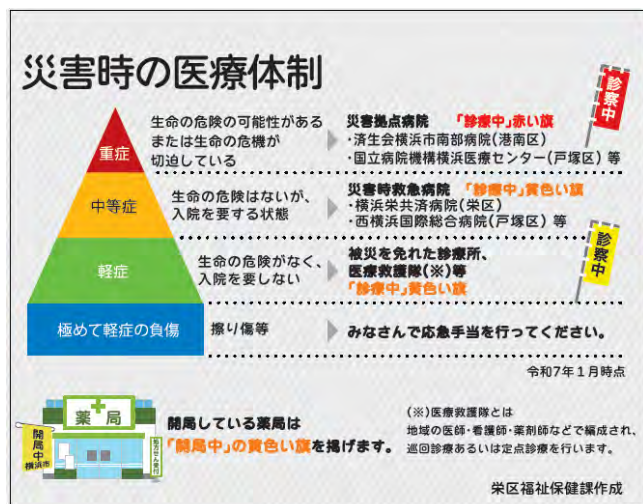
使い捨てカイロ：縦11.5 cm×横14.5 cm



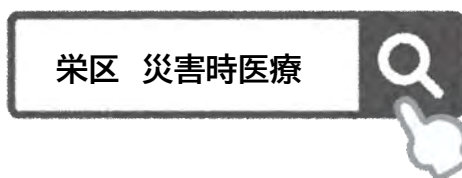
【参考】 携帯トイレ ※セット内容：黒色ビニール袋1枚、凝固剤1袋



【裏面】 共通



参考：栄区ホームページ
「災害時の医療について」



【担当及び申込先】

福祉保健課事業企画担当 加藤・伊皆・畑尻・永田

電話 894-6962 F A X 895-1759

メール：sa-iryouchousei@city.yokohama.lg.jp



災害時のケガは 緊急度・重症度に応じた 医療機関へ

発災時に、負傷者が医療機関に殺到して混乱が起きることを避けるため、受診については、ケガの緊急度・重症度に応じて医療機関を選択することになっています。診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げます。

目安

生命の危険の可能性が
ある又は生命の危機が
切迫している



- ① 災害拠点病院 **「診療中」赤い旗**
済生会横浜市南部病院（港南区）
国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）等

生命の危険はないが、
入院を要する状態



- ② 災害時救急病院 **「診療中」黄色い旗**
横浜栄共済病院（栄区）
西横浜国際総合病院（戸塚区）等

生命の危険がなく、
入院を要しない



- ③ 被災を免れた診療所、医療救護隊等
「診療中」黄色い旗

極めて軽症の負傷

擦り傷等

- ④ 市民の自助・共助による応急手当



被災を免れ、開局している薬局は **「開局中」の黄色い旗** を掲げます。

地域防災拠点や避難所等では、軽症者に対して「医療救護隊」が診療を行います。
医療救護隊は、地域の医師・看護師・薬剤師などで編成され、巡回診療あるいは定点診療を行います。

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時安否確認用マグネット（「無事です」マグネット）の配布について【情報提供】**1 事業の趣旨**

栄区では、大地震などの災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）への支援に係る地域での取組を推進しています。

昨年度に引き続き、地域での災害時要援護者支援の取組推進を目的として、希望する自治会・町内会に対し取組啓発物品を次のとおり配布します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 配布を希望する際は下記募集概要を確認のうえご連絡ください。

3 募集概要**（1）配布対象**

栄区内の自治会・町内会

（2）配布物品

安否確認用マグネット ※イメージは裏面のとおりです。

災害時に要援護者の方が玄関等に貼り付けることで、迅速な安否確認に役立ちます。（上部には穴があいており、紐でつるすことも可能です）

また、避難場所や伝言ダイヤルの周知に利用できます。

（3）配布予定数

【先着順】 約 1,000 個

1 自治会・町内会あたり、50 個から自治会・町内会の世帯数の 10%までを上限とします。
なお、前年度以前に配布した自治会・町内会も配布対象となります。

（例） 400 世帯の自治会・町内会 → 50 個配布

1000 世帯の自治会・町内会 → 100 個配布

（※1）世帯数は令和 7 年 4 月 11 日時点の加入世帯数を基準とします。

（4）申し込み方法

①栄区ホームページよりお申し込み

検索

栄区 HP 二次元コード



裏面あり

②お電話でのお申し込み

栄区 福祉保健課（894-6962）までお電話ください。

③窓口でのお申し込み ※事前のご連絡をお願い致します。

栄区役所 新館3階 304 窓口（担当：三石・佐藤）

（５）配布方法

申し込みのあった自治会・町内会へ配布決定数をお知らせ後、栄区役所福祉保健課の窓口にてお渡しいたします。お渡し時期は、申し込みから2週間程度を予定しています。

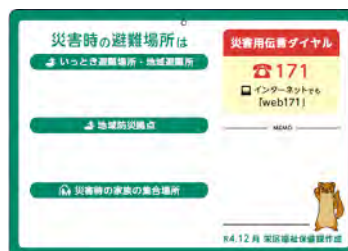
（６）配布物品イメージ

サイズ：縦 10.5cm×横 14.8cm

（表）



（裏）

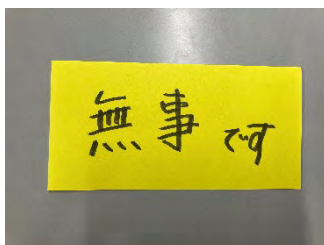


参考：【作ってみよう！～簡単3 step～】ホームページにも掲載しています

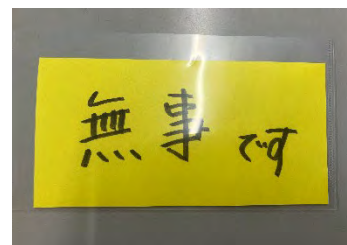
（１）黄色い折り紙等を準備する



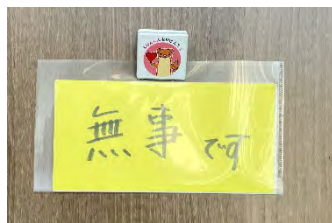
（２）半分に折り「無事です」と記入



（３）クリアファイルに入れて余白を切る



完成！



担当 福祉保健課事業企画担当 三石・佐藤

電話 894-6962 F A X 895-1759

メールアドレス sa-youengo@city.yokohama.jp

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者が身に着ける「黄色いバンダナ」の取組みについて【情報提供】

1 事業の趣旨

災害時要援護者に関する取組について、自治会・町内会を中心に訓練等を行っていただいておりますが、発災時には地域で事前に把握できていない要援護者や配慮が必要であることが分かりにくい方、ケガ等により支援が必要になった方が地域防災拠点に避難されることも想定されます。

支援を必要な方が、必要な支援を受けることができるよう、発災時に配慮が必要な方が身に着ける「黄色いバンダナ」を各地域防災拠点に配布いたしますので、ご承知おきください。また、自治会町内会の皆様におかれましても、地域防災拠点等への避難行動時に要援護者が必要な支援を受けることができるよう、日頃より黄色いバンダナ等を活用した訓練等のお取組をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

【単位会長】 自治会町内会宛に 1 枚黄色いバンダナを配布いたします。また、下記の「4 日頃からの取組例」をご参考に、要援護者支援に関するお取組をお願い致します。

3 各地域防災拠点への配布内容

(1) 配布日

地域防災拠点訓練日等（地域防災拠点参加が持参します）

(2) 保管場所

防災備蓄倉庫

(3) 配布内容

黄色いバンダナ 10 枚

※ご参考に 1 枚各自治会・町内会へ配布いたします



4 自治会町内会の訓練時など、日頃からの取組例

(1) 主に災害時要援護者になりうる方に、黄色いバンダナをご準備いただくよう勧める。

※発災時は、負傷やパニック状態になる等して、誰しものが支援が必要となる可能性があります。災害時要援護者に限らず、広く周知いただきますようお願いします

(2) 要援護者が黄色いバンダナを身に着けていることを周知し、可能な限り声掛けや避難支

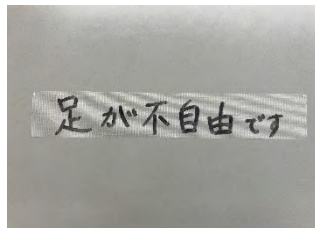
援を行う。

【作ってみよう！～簡単3 Step～】ぜひホームページでもご確認ください

(1) 黄色いハンカチや布を三角
になるように折る



(2) 養生テープ等に支援が必要な
理由や必要な支援を記載する



(3) 張り付けて完成！
首や腕などに身につけましょう



【黄色の布がないとき・・・】



100 円ショップ等の市販の黄色いバンダナも活用できます。
地域において日頃より、下記について周知を行いましょう。

- ・ 支援が必要な時は「黄色いバンダナ」を身に着ける
- ・ 「黄色いバンダナ」を身に着けた人がいた際は可能な限り、
声かけ等の支援を行う

【他にもこのような使い方ができます】



- ・ 包帯
- ・ マスク
- ・ 防寒
- ・ 止血（清潔なガーゼ等がない際の応急処置） 等

【ホームページでもご紹介しています！】

検索

栄区 HP 二次元コード



担当 福祉保健課事業企画担当 三石・佐藤
電話 894-6962 F A X 895-1759
メールアドレス sa-youengo@city.yokohama.jp

災害関連事業(福祉保健課所管)に関する啓発物品について

	災害時医療体制強化事業	災害時要援護者支援事業	
啓発物品名	・使い捨てカイロ ・携帯トイレ	安否確認用マグネット	支え合いのための 黄色いバンダナ
目的	① ケガの緊急度に応じた適切な医療機関の受診勧奨 ② 災害時に開院・開局している医療機関・薬局を示す「イエローフラッグ(のぼり旗)」の周知	① 発災時の要援護者を含む在宅避難者の安否確認	① 発災時に要援護者が身に着けることによる、要援護者への必要な支援の確保 ② 避難場所までの避難支援や拠点での誘導など支援者による円滑な支援の実施
配布先	自治会・町内会	自治会・町内会	地域防災拠点
配布数	各最大 20 個	1 自治会・町内会あたり、50 個から自治会・町内会の世帯数の 10%まで	各 10 枚配布 ※参考として自治会町内会へ各 1 枚配布します
申込み方法	・電話 ・メール ・窓口(要事前連絡)	・電話 ・メール ・窓口(要事前連絡)	・今年度追加配布なし
物品イメージ	(表)  (裏) 	(表)  (裏) 	 
参考資料	チラシ「災害時のケガは緊急度・重症度に応じた医療機関へ」		
ホームページ	検索 栄区 災害時医療 	検索 栄区 災害時要援護者支援 	

【災害時医療体制強化事業】

担当：福祉保健課 加藤・永田・伊皆・畑尻

【災害時要援護者支援事業】

担当：福祉保健課 三石・佐藤

電話：894-6962

メール:sa-fukuho@city.yokohama.lg.jp

各自治会町内会長 様

栄区福祉保健課長

民生委員による「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」実施のお知らせ
及び「さかえ民児協だより（第 20 号）」の周知について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

高齢者の孤立を予防するため、各地区の民生委員等が 80 歳以上の高齢者のみでお住まいの御家庭を訪問し、日常生活上の心配ごとや緊急時の連絡先等をお尋ねする、「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を実施します。

7 月の定例会で情報提供しましたとおり、今年度より訪問対象者の年齢を、これまでの 75 歳以上から「80 歳以上」に変更して実施します。地域の皆様に事業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いしたいため、別添チラシにて周知をお願いいたします。

また、「さかえ民児協だより（第 20 号）」についても併せて周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、「民生委員等が訪問します～地域で見守り推進事業実施のお知らせ～」のチラシ及び「さかえ民児協だより（第 20 号）」について班回覧してください。

3 ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業の概要

（1）対象者（福祉サービス利用者等を除く）※今年度より対象年齢変更

- ・ 80 歳以上でひとり暮らしの方
- ・ 今年度、新たに 80 歳以上の方のみとなった世帯（夫婦・兄弟など）
- ・ 前年度に訪問した際、来年度の訪問を希望した 76～79 歳までの方

（2）訪問する人

お住まいの地区を担当している民生委員

（3）訪問時期

令和 7 年 10 月から順次（民生委員は主に 10～11 月中に訪問します）

4 さかえ民児協だより（第 20 号）について

栄区民生委員児童委員協議会の機関紙「さかえ民児協だより（第 20 号）」を作成しました。地域での孤立を予防するため、仲間づくりや生涯学習の情報収集先、お困りごとの相談先などを掲載しており、民生委員の訪問時に配布します。

担当：栄区福祉保健課運営企画係

加藤、伊皆、小池

電話：894-6963 FAX：895-1759

E メール：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

栄区内の花と緑の魅力スポットの募集について【情報提供】

1 事業の趣旨

栄区では、誰もが四季折々に咲く花の彩りを感じ、心豊かに生活できるよう、区民の皆さまと一緒に、まちなかに花いっぱい空間を創るとともに、世代を超えて「花を愛し、育む人の輪」を広げる取組を行っています。

区民の方により自然を身近に感じていただくために、栄区の花や緑が魅力的な場所を紹介するパンフレットを作成します。つきましては、パンフレットで紹介可能なお庭や花壇等を募集します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 パンフレットについて

(1) 掲載内容

- ① 令和 8 (2026) 年度にオープンガーデン※開催予定の会場の紹介、会場周辺のマップ
- ② 花や緑が魅力的な場所の紹介 (公園や商店街等)

※オープンガーデンとは、期間限定で個人宅のお庭を開放し、来場者の皆さんに自由に巡っていただくイベントを指します。

(2) パンフレット発行時期

令和 8 年 4 月発行

4 応募要領

(1) 応募対象

- ① 令和 8 (2026) 年度にオープンガーデンを開催する団体 (会場 3 カ所以上有すること)
- ② 庭・花壇・プランター等を管理する愛護会などの地域の団体等 (法人を含む)

(2) 応募方法

掲載会場申込書・写真を郵送もしくはメールまたは直接栄区区政推進課企画調整係までお持ちください。

(3) 応募締切

令和 7 年 12 月 4 日 (木) 17 時必着

栄区区政推進課
担当 片柳、大辻
電話 045-894-8161/FAX 045-894-9127
メール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

栄区内の 花と緑の魅力スポットを募集します！



今年も、区内のオープンガーデン会場や花木・花壇がきれいな場所を紹介するパンフレットを作成します！オープンガーデンとは、期間限定で個人宅のお庭を開放し、来場者の皆さんに自由に巡って楽しんでいただくイベントです。

今回のパンフレットでは、**令和8年度にオープンガーデンを開催する予定のお庭や、団体・グループで手入れをされている公園、商店街の花壇等**を掲載します。日頃、心を込めて手入れをされているお庭や花壇を紹介しませんか。
(令和8年4月発行予定)

パンフレットの概要

●掲載内容

- ① オープンガーデンの会場の紹介、
会場周辺のマップ
- ② 花や緑がきれいな場所の紹介
(公園・商店街等)

など

●発行時期 令和8年4月頃

※掲載内容等は変更になる場合があります。



令和7年度版パンフレット

募集内容

裏面の募集要領を必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

- 応募方法** 掲載会場申込書・写真を郵送、メールまたは直接企画調整係までお持ちください。
- 応募締切** **令和7年12月4日(木) 17時必着**
- 問合せ** 栄区役所区政推進課企画調整係(担当) 片柳・大辻
電話：894-8161 F A X：894-9127
メール：sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

花サクサカエ

検索

詳細は、裏面の募集要領をご覧ください。



栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場募集要領

募集対象

- (1) 令和8年(2026年)度にオープンガーデンを開催する団体(会場3か所以上を有すること)
- (2) 庭・花壇・プランター等を管理する愛護会などの地域の団体等(法人を含む)

応募方法

- ・ 栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場申込書に必要事項をご記入のうえ、写真を添付して下記申込先あてメール、郵送または直接企画調整係にお持ちください。
- ・ オープンガーデンを開催する団体は、申込書と合わせて、下記①～⑤を記載したお庭の一覧をご提出ください。
 - ① ガーデンの名称
 - ② ガーデンの住所
 - ③ 公開方法(敷地内見学可能か、敷地外からの見学のみか)
 - ④ トイレの貸出協力の可否
 - ⑤ 見どころ(50文字程度)
- ・ なお、メール送信の際の写真のサイズは合計5MB以下にしてください。

注意事項

- ・ ご応募いただいた庭や花壇などは、申込書の内容及び写真をもとに、パンフレットを作成し、区民向けに配布する予定です。
- ・ 提出いただいた資料を確認の上、掲載の可否について連絡させていただきます(1月頃)。
- ・ パンフレット、ウェブページ及び広報活動において、地図・写真などを掲載します(掲載内容については、事前に確認させていただきます)。
- ・ ご提出いただいた写真等は返却できませんのでご了承ください。
- ・ 当事業を通じて得た個人情報、当該事業の進行及び管理の目的以外には使用しません。

申込締切

令和7年12月4日(木) 17時 区役所必着

申込先

栄区役所 区政推進課企画調整係
「栄区花と緑の魅力スポット担当」あて
・ 郵送先：〒247-0005 栄区桂町303-19
・ メール：sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

----- ✂ ----- 切り取り ----- ✂ -----

栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場申込書

私たちは、栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」の募集要領の内容に同意し、栄区が撮影した写真や提出した写真・文書が、パンフレット及びインターネット等の広報媒体において公開されることを承諾します。

団体名・グループ名			
代表者氏名	(ふりがな)		
代表者住所	〒 ()		
電話番号	()	E-mail	
見どころ			

オープンガーデンを開催する団体のみご記入ください

開催日程		会場数	か所
------	--	-----	----

区連会 9 月 定例会 資料
令和 7 年 9 月 22 日
栄区制 40 周年記念事業実行委員会事務局

栄区制 40 周年記念事業の機運醸成の取組について（情報提供）

1 趣旨

令和 8 年の栄区制 40 周年に向けて、その機運を高めていくために実施している以下の 2 事業について、情報提供させていただきます。参加型の企画になりますので、ぜひご参加をお願いします！

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、チラシの班回覧をお願いします。

3 内容

（1）ロゴマークデザイン区民投票

別紙参照

令和 7 年 6 ～ 7 月に、記念ロゴマークデザインを区内在住・在学の小・中・高校生を対象に募集し、198 点もの応募をいただきました。このうち厳正な選考により選出された以下の 6 点から、みなさまの投票で、栄区制 40 周年記念ロゴが決定します。ぜひ、ご投票ください！

オンライン投票は
こちらから※↓



【投票期間】令和 7 年 10 月 1 日（水）～11 月 2 日（日）

【参加方法】①オンライン投票

②区内施設で投票

栄公会堂／栄スポーツセンター	栄区民文化センター「リリース」
あーすぷらざ	SAKAE STA
豊田地区センター	上郷地区センター
本郷小学校コミュニティハウス	上郷矢沢コミュニティハウス
飯島コミュニティハウス	翠風荘
桂山公園こどもログハウス「ロッキー」	栄区福祉保健活動拠点
豊田地域ケアプラザ	笠間地域ケアプラザ
小菅ヶ谷地域ケアプラザ	中野地域ケアプラザ
桂台地域ケアプラザ	野七里地域ケアプラザ
栄図書館	栄区役所（本館 1 階）

③郵送で投票

※ウェブページは 10 月 1 日から公開されます。

（2）「感謝の手紙」の募集

40 周年の前年である今年が 39（サンキュー）周年であることを捉え、身近な方、お世話になった方、栄区を築き上げた先人たちや思い出の場所などへ、感謝の気持ちを伝える取組「感謝の手紙」を実施しています。ぜひ、この機会に、日ごろの感謝の気持ちを言葉にしてみませんか？

オンライン参加は
こちらから↓



【実施期間】 令和7年9月19日（水）～12月26日（日）（原則）

【参加方法】 ①オンライン参加

②区内施設で参加

施設	設置期間
栄公会堂／栄スポーツセンター	9月19日～12月26日
栄区民文化センター「リリス」	9月19日～12月26日
SAKAE STA	9月19日～12月26日
豊田地区センター	11月1日～11月30日
上郷地区センター	12月1日～12月26日
本郷小学校コミュニティハウス	9月19日～12月26日
上郷矢沢コミュニティハウス	9月19日～10月18日
飯島コミュニティハウス	9月19日～12月26日
翠風荘	10月27日～11月30日
桂山公園こどもログハウス「ロッキー」	12月1日～12月26日
栄区福祉保健活動拠点	9月19日～12月26日
豊田地域ケアプラザ	10月1日～10月31日
笠間地域ケアプラザ	9月19日～12月26日
小菅ヶ谷地域ケアプラザ	10月20日～12月26日
中野地域ケアプラザ	9月19日～12月26日
桂台地域ケアプラザ	10月9日～10月31日
野七里地域ケアプラザ	9月19日～12月26日
栄図書館	9月19日～12月26日
栄区役所（本館1階）	9月19日～12月26日

なお、栄区ゆかりの方々からの「感謝の手紙」も動画で公開していますので、ぜひご覧ください。

【公開中の動画】

細田利明 栄区連合町内会会長

松永朋美 栄区長

太鼓ドラマー ヒダノ修一さん

エスペランサ・スポーツクラブ ホルヘ・オルテガさん

EXILE MAKIDAIさん

プロサッカー選手 脇坂泰斗さん

動画の視聴は
こちらから↓



担当：（全般）区政推進課 田中

（ロゴ）戸籍課 山内

（感謝の手紙）高齢・障害支援課 壺井

Eメール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8161

栄区制40周年! 記念ロゴマーク区民投票

栄区制40周年に向けて記念ロゴマークを区内在住・在学の小・中・高校生を対象に募集し、198点もの応募をいただきました。
このうち厳正な選考により選出された以下の6点からみなさまの投票で栄区制40周年記念ロゴが決定します!



1

栄区の花である菊と、シンボルマークの緑色をロゴマークの中に取り入れました。



2

栄区、しぜん豊か、みどり広がる。世代を超えてつながっていく。人と人、自然との共存を未来へ!



3

タッチーくんが区の花(菊)の帽子、区の木(桂)の葉に乗り、飛ぶ様子を表現しました!

4



栄区の人々のつながりと豊かな自然を表現するため、手を繋いでいる様子と葉をデザインしました。

5



タッチー君と栄区ロゴマークが、40周年をお祝いしてワイワイと楽しんでいるイメージにしました!

6



ポイントは、「40th」の「0」をタッチーくん風の可愛いデザインにしたところでした。

7

枠内は作者が作品に込めたメッセージです。

- ・オンライン投票
- ・郵送投票
- ・その他投票可能な区内公共施設について

▼こちらからご確認ください。



※ウェブページは10月1日から公開されます。

【投票期間】 2025年10月1日(水)~11月2日(日)

期間中お一人につき、1回に限った投票をお願いします。なお、複数の投票が確認された場合、その投票は無効となります。
また、不正な投票が明らかになった場合、作品の選考に影響を及ぼす可能性がありますので、複数投票がないようご協力をお願いします。
オンライン投票のほか、区内公共施設や郵送での投票も可能です。詳細はQRコードをご参照ください。

栄区制 39 周年「感謝の手紙」

令和 8 年、栄区は区制 40 周年を迎えます。
今年、令和 7 年はその 1 年前の「39（サンキュー）周年」。
この“サンキューの年”をきっかけに、身近な人やお世話になった方、
栄区を築いてきた先人たち、そして思い出深い場所などへ、
感謝の気持ちをことばにしてみませんか？



参加方法

- ① 区内施設等にある特設コーナーで書く
区内施設等に設置された特設コーナーで、
ふせんに「感謝の手紙」を記入。
書いたふせんを、木のイラストの
好きな場所に貼ってください。
- ② ウェブページから投稿する
スマートフォンやパソコンから、簡単に投稿できます。

参加方法は
こちらから↓



募集概要

- ・ 対象：栄区在住、在学、在勤、または栄区にゆかりのある方
- ・ 内容：150 文字以内の「ありがとうの手紙」
- ・ テーマ例：
地域の人への感謝
学校や先生へのありがとう
家族や友だちへの感謝の気持ち
栄区のまちや自然へのメッセージ

あなたの「ありがとう」が、栄区を彩る一枚になります。
どうぞお気軽に参加ください！

♥「感謝の手紙」メッセージ動画公開中♥

栄区にゆかりのある方々からのメッセージ動画を YouTube で公開しています。

▶こちらから、ご覧ください
(栄区のホームページにつながります)



細田 利明
栄区連合町内会会長

穏やかで温かい栄区を作ってく
ださった先人の皆さまに感謝したい。

地域の安心とつながりを守って
いただいている皆さまに心より感謝申
上げます。



松永 朋美 栄区長

【広報よこはま栄区版 8月号】



太鼓ドラマー ヒダノ 修一さん

栄区の豊かな自然の
中で楽しく青春時代を
過ごせたことにとても
感謝しています。



エスペランサ・スポーツクラブ
ホルヘ・オルテガさん

温かく迎えてくれた栄区、
支えてくれた教会、子ども
を預けてくれた家庭に深
く感謝申し上げます。



EXILE MAKIDAIさん

少年時代を支えてくれ
た地域の皆さんと栄区
の豊かな環境にとっても
感謝しています。



プロサッカー選手
脇坂 泰斗さん

サッカーの基礎、人と
しての土台を育んで
くれた栄区に感謝の
気持ちしかありません。

※50音順で掲載しています。

【広報よこはま栄区版 9月号】

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」
申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

1 事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて 8 月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

3 補助金の概要

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10 月 31 日（金）まで ➡ 【変更後】11 月 30 日（日）まで

- ・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、1 団体につき 1 回です
- ・当補助金を 10 月 1 日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。
(8 月下旬郵送済み)



←市 WEB
活用事例紹介ページ

横浜市 防犯力向上



連絡先

(地域の防犯力向上緊急補助金について)
市民局地域防犯支援課

担当 小野寺、小澤

電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】 9 月 30 日（火）まで ➡ **【変更後】 10 月 31 日（金）まで**

- ・ 10 月 1 日以降申請が可能な補助メニューは、LED 照明、エアコンのみです。
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
- ・ LED 照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、今のうちの LED への交換をご検討ください

(参考) 申請状況 (9 月 5 日時点速報値)

164 件、98,327,000 円 (予算執行率 約 61%)

※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。



←市 WEB
補助制度紹介ページ
申請様式はこちら

横浜市 会館脱炭素



【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 申請書提出・問合せ】

事務委託先 横浜市住宅供給公社街づくり事業課

TEL : 045-451-7740 E メール : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

連絡先

(自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について)

市民局地域活動推進課

担当 佐藤、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

栄区地域振興課長

栄区自治会町内会デジタル活用講座の開催について（事業説明）

1 趣旨

自治会町内会は加入率の低下や担い手不足などが深刻化している現状です。自治会町内会が抱える負担を軽減し、業務の効率化や活動を活性化することを目的として、インターネット・SNS による情報共有やオンライン会議等のデジタルツールの活用事例をご紹介します。導入のきっかけとなる「自治会町内会デジタル活用講座」を開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 自治会町内会長へ周知をお願いします。

【単位会長】 講座にご参加をお願いします。

3 概要

(1) 日時：令和 7 年 11 月 14 日（金）18 時 30 分から 20 時 00 分

(2) 会場：栄区役所 新館 4 階 8・9 号会議室

(3) 対象：・活動にデジタルツール導入を検討している自治会町内会
・デジタルツールとは何かを知りたい自治会町内会
・すでに導入しているデジタルツール活用の幅を広げたい自治会町内会

(4) 内容（予定）：地域活動のデジタル化支援を行う専門家による講演

- ・活動のデジタル化とは
- ・デジタル化の必要性和メリットについて
- ・栄区内のデジタル化の取り組み
- ・自治会町内会で活用できるデジタルツール

※講座の内容は令和 6 年度に実施した講座と同じ内容になります

※講座終了後に講座で配布する資料を栄区連合町内会ホームページに掲載します

(5) 申込方法：別添申込書を 11 月 7 日（金）までに、Eメールで

sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にご提出ください。

※会場の都合上、1 団体 2 名までとさせていただきます

(6) その他：区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp



栄区連合町内会 HP
二次元コード

自治会町内会デジタル活用講座申込書

令和7年11月14日(金)18時30分から20時

栄区役所新館4階8・9号会議室

<自治会町内会名>

<出席者氏名>

11月7日(金)までに、Eメールで

sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にご提出ください。

※会場の都合上、1団体2名までとさせていただきます

できる事から始めてみよう！

令和6年度に
実施して大好評だった
講座と
同じ内容です

地域活動に役立つ！ 栄区自治会町内会デジタル活用講座

参加者募集中！

役員の負担が大きい
から連絡や情報共有
をスムーズにしたい

何から始めれば
いいの？

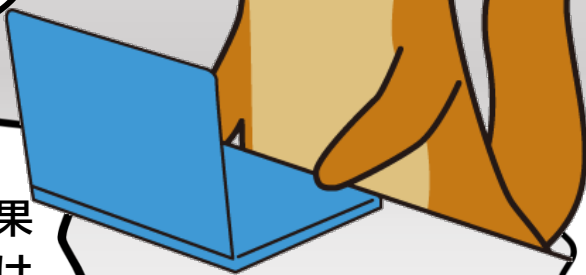
自治会町内会の
ホームページを
開設したい

自治会町内会活動で
LINEの便利な使い方
を教えてほしい

電子回覧板を導入したい
けどそもそも何から始め
ればいいの？

若い世代に届く効果
的な広報がしたいけ
どどうしたらいい？

SNSってよく聞く
けどそもそも何？



地域活動のデジタル化支援を行う専門家が そんなお悩み解決します！

日時：令和7年11月14日(金)18時30分から20時

会場：栄区役所新館4階8・9号会議室

申込：別紙申込書をEメールで11月7日(金)までに
sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にご提出ください

問い合わせ：栄区地域振興課 電話 045-894-8391



各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

第 36 回栄区民ロードレース大会の開催について【協力依頼】

1 事業の趣旨

区民の体力向上及び健康づくりに役立てるとともに、スポーツを通じて区民の相互の親睦を図ることを目的に、栄区民ロードレース大会を開催します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】各自治会町内会掲示版にて「参加者募集チラシ」の掲示をお願いします。

3 大会概要（詳細は募集チラシを参照ください。）

(1) 主催

栄区民ロードレース大会実行委員会、横浜市栄区
事務局：栄区地域振興課

(2) 開催日時

令和 8 年 1 月 17 日（土）8 時～12 時 ※雨天決行、荒天中止

(3) 開催場所

栄区埋蔵文化財センター及びその周辺道路（住所：横浜市栄区野七里二丁目 3 番 1 号）

(4) 対象者

各種目の出場距離を完走できる方ならどなたでも参加できます。

(5) 募集期間

ア 栄区優先エントリー期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 12 日（日）

※栄区在住、在勤、在学、在スポーツクラブの方が対象です。

イ 一般エントリー期間：令和 7 年 10 月 13 日（月）～令和 7 年 11 月 11 日（火）

※「栄区優先エントリー期間」の対象者は「一般エントリー期間」も申込可能です。

【問い合わせ】

栄区民ロードレース大会実行委員会事務局
（栄区地域振興課 生涯学習支援係内）

堤、森

電話：894-8395／FAX：894-3099



第36回 栄区民 ロードレース 大会

2026.1/17(土)
8:00~12:00
※雨天決行・荒天中止

栄区以外の方の
参加もお待ち
しています!

栄区いたち川
マスコット
タッチーくん



参加者全員に
タッチーくん
オリジナルグッズを
プレゼント!

参加者募集!

コース: 埋蔵文化財センター周辺 (横浜市栄区野七里2-3-1)

1.8kmコース

3.6kmコース

9.5kmコース

エントリー締切 2025.11/11(火)

栄区優先
エントリー期間

2025.10/1(水)~

対象者: 栄区在住・在勤・在学・在スポーツクラブの方

一般
エントリー期間

2025.10/13(月)~

対象者: どなたでも (居住地は問いません)

※「栄区優先エントリー期間」の対象者は「一般エントリー期間」も
申込可能です。
※各コース定員になり次第、締め切ります。



エントリーは
こちら

協賛

株式会社エイチワイ横浜
Yokohama

住友電工
Connect with Innovation

株式会社梅原工業

権藤建設

栄開発株式会社

医療法人社団聖仁会
栄聖仁会病院

株式会社信光社

TATSUNO

有限会社千田建設

日本キャドテック(株)

有限会社 浜建

株式会社 宮古寿司

ユーコープ
上郷店

株式会社 緑心園

ワークマン
横浜上郷店

物品協賛

石井造園株式会社

なにげない感動をずっと。
FANCL

湯快爽快

1999 Y.F.SPORTS C.

(c)1992 YAMARINOS

主催: 栄区民ロードレース大会実行委員会、横浜市栄区 主管: 栄区スポーツ協会、栄区スポーツ推進委員連絡協議会
協力: 栄交通安全協会、栄交通安全母の会、栄区青少年指導員協議会、栄区子ども会連絡協議会、栄警察署、神奈川県立柏陽高等学校、栄共済病院、横浜市スポーツ協会、
神奈川中央交通株式会社横浜営業所
共催: 横浜マラソン組織委員会

大会概要

日時 2026年1月17日(土) 8:00～12:00

コース 埋蔵文化財センター周辺(横浜市栄区野七里2-3-1)

種目
対象

- 各種目の出場距離を完走できる方ならどなたでも参加できます(居住地は問いません)。
- 1.8kmコースは、小学生単独で参加できます。保護者の参加は任意です(別途申込必要)。
- 9.5kmコースについては、80分以内を目途に完走できる方
(交通規制時間の関係上、関門を設け、時間内にゴールが見込めない場合は途中棄権となります。)

コース	種目	定員	対象	参加費※
1.8kmコース	小学5・6年生の部	250人	小学生5・6年生 参加者の保護者	1,500円
	小学3・4年生の部	250人	小学生3・4年生 参加者の保護者	
	小学1・2年生の部	250人	小学生1・2年生 参加者の保護者	
3.6kmコース	中学生以上の部	100人	中学生以上	3,500円
			高校生以上	
9.5kmコース	健脚の部	500人	高校生以上	
	シニアの部	50人	60歳以上(大会当日時点)	

※別途、申込手数料がかかります。

表彰
参加賞

各種目1位～3位(男女別)へ表彰 (1.8kmコースの保護者は対象外)

- 各種目の栄区民[※]の順位1位(男女別)へ区民賞を授与
- 成績が上位の希望者に「横浜マラソンチャレンジ枠」付与(予定)[※]
- 参加者全員にタッチーくんオリジナルグッズをプレゼント
- 協賛企業からのプレゼントもあります!

※栄区在住・在勤・在学・在スポーツクラブの方が対象

大会ホームページに記載の
開催要項及び申込規約を
ご確認ください上で、
お申込みください。

栄区 ロードレース大会



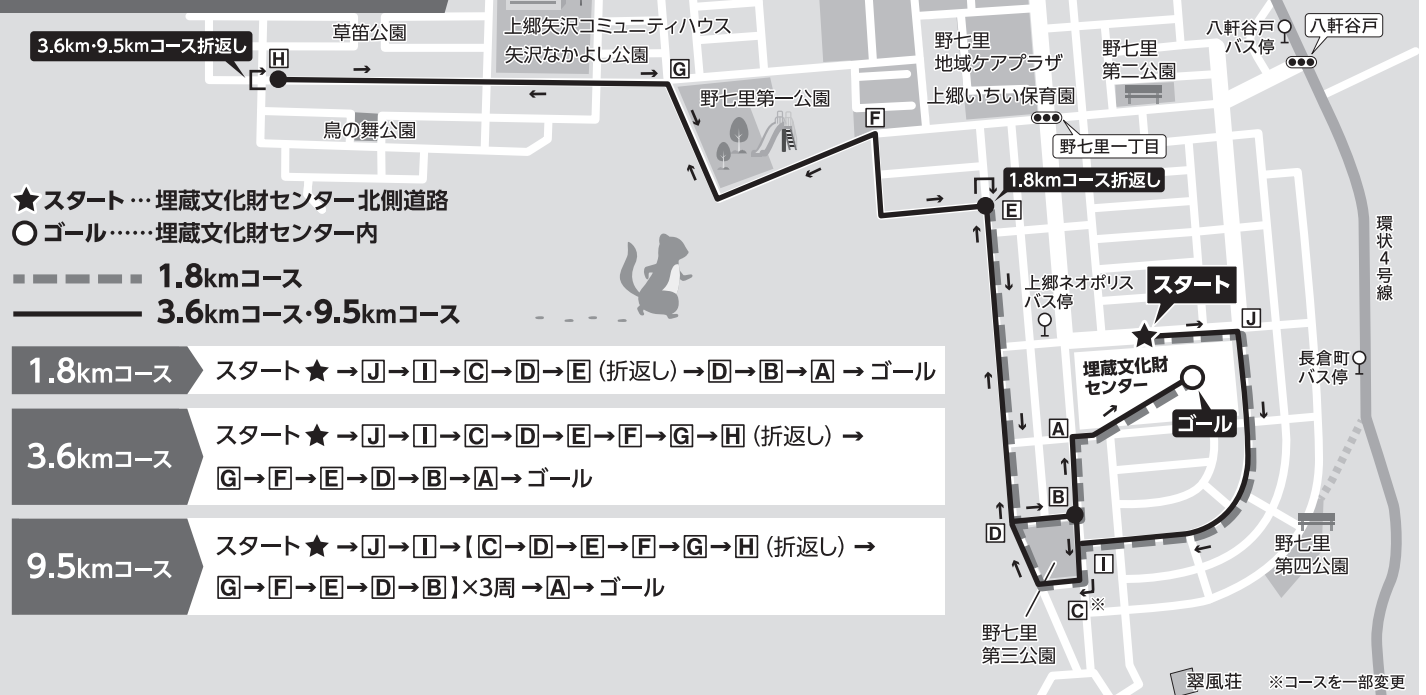
注意事項

- ①申込締切日前であっても、定員になり次第締め切ります。
- ②大会当日はお申込みいただけません。必ず締切日までにお申込みください。
- ③ゼッケン、記録用チップ、参加賞は、12月末までに**事前発送します。**
- ④大会終了後、栄区役所HP等にて計測記録を掲載します。

- ⑤会場には**駐車場がありません。**公共交通機関を利用してご参加ください。
(大船駅発「上郷ネオポリス行」(神奈川中央交通)のバスが増便予定です。)
**近隣の路上や店舗駐車場(ユーコップ上郷店やクリエイトS・D
栄上郷町店等)には絶対に駐車しないでください。**
- ⑥自転車でお越しの場合は、埋蔵文化財センター敷地内の臨時駐輪場をご利用ください。

コースマップ

コース全線「車両通行止め」で実施します



参加申込に関するお問い合わせ

スポーツエントリー

TEL/0570-039-846(平日10:00～17:00)



大会に関するお問い合わせ

栄区民ロードレース大会 実行委員会事務局(栄区役所地域振興課内)

TEL/045-894-8395(平日8:45～17:00) FAX/045-894-3099

E-mail/sa-road@city.yokohama.lg.jp

第三次栄区読書活動推進目標（原案）への意見募集について（情報提供）

1 事業の趣旨

栄区では、第三次横浜市民読書活動推進計画を踏まえ、新たに第三次栄区読書活動推進目標を策定します。

このたび、関係機関の意見等を聞きながら目標原案を作成しましたので、区民の皆様に周知し、御意見をお寄せいただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】周知をお願いします。

3 意見募集の概要

(1) 原案の閲覧・御意見の提出方法

栄区読書活動推進事業のホームページにて原案を御覧いただけます。

御意見は、横浜市電子申請システムから御提出ください。

※以下のホームページにリンクがあります



(栄区読書活動推進事業ホームページ)

(2) 意見提出期間

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

(3) 目標策定時期

令和8年3月

(4) その他

インターネット環境がない方には、つぎの場所で意見用紙を配布しています。

・栄区役所 地域振興課 生涯学習支援係（本館4階 47番窓口）

・栄図書館（3番窓口）

地域振興課 生涯学習支援係

堤、奥寺

栄図書館

今仁、賀本

TEL:894-8395

FAX:894-3099

Email: sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

第三次栄区読書活動推進目標について(原案)

読書活動は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」によれば「言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なもの」とされています。

栄区では、これまでも区役所、図書館、学校、地区センター等が連携し、地域の特性を生かしながら、区民のみなさまに身近な場所で読書活動を推進するために目標を定め、実践してきました。

栄図書館の貸出冊数は、令和6年度で年間44万冊を超え、区民1人あたりに換算すると市内で第2位という高い水準にあります。しかし一方で、図書館の来館者は減少傾向にあります。

また、令和5年度調査に実施した栄区民意識調査では「1年間に何冊くらい本を読みましたか。」という問いに対し、「全く読まない」と回答した人が29.5%と最も多く、特に30歳代では40.9%に達しました。スマートフォンや動画配信など情報取得の手段が多様化する中で、本を読まない層の増加が顕著となっています。

このような状況を踏まえ、「第三次横浜市民読書活動推進計画」が策定されたことから、「第三次栄区読書活動推進目標」を定めることとなりました。本目標では、電子書籍の普及啓発や区内の読書関連施設・団体との連携を通じて、区民のみなさまと引き続き読書活動の推進を図ってまいります。



目標Ⅰ 子どもたちの読書を応援！

未来を担う子どもたちが読書に親しめる環境を整えます。

具体的な取組

- ◆図書館や区役所などで、おはなし会を開催します。
- ◆図書館では、小学生の図書館見学や中高生の職業体験などを受け入れます。
- ◆図書館資料の教職員向け貸出や司書教諭・学校司書のスキルアップ支援、読み聞かせボランティア研修などを行います。
- ◆図書館は、一日図書館員など子ども向けイベントの実施や、本や読書に関する学習成果物を展示します。
- ◆中学生によるビブリオバトル(本の紹介ゲーム)を開催します。
- ◆図書館のティーンズコーナーの計画的更新や企画展示を行います。



【いきものいっぱい おはなし会】
令和6年8月7日開催
環境や生物多様性への関心を高めるため、生き物の本の読み聞かせを行いました。



【きみも一日図書館員】
令和7年7月30日、8月6日開催
小学生を対象に夏休みの思い出に図書館の仕事を体験してもらいました。



【ビブリオバトル】
令和6年12月18日開催
バトラーとして、区内市立中学6校の生徒に参加いただきました。

目標2 本をもっと身近に！

誰もが生活の中で読書に親しめる環境を広げていきます。

具体的な取組

- ◆保育所、幼稚園、小学校、福祉施設、自治会・町内会など、地域の読書活動グループに図書館資料の貸出を行います。
- ◆読書記録や感想を書き残す「親子のえほんノート」「読書ノート」の内容を充実させ、区内読書関連施設で配布します。
- ◆作家等による講演会や体験型講座、大人のおはなし会などを開催します。
- ◆区民から寄贈された本を活用し、図書館の蔵書や区役所1階待合スペースの絵本コーナーの充実を図ります。
- ◆司書によるレファレンスサービスを強化します。
- ◆図書館と地区センターの情報交換の場を設けます。



【区役所1階 絵本コーナー】



【読書講演会】

令和6年3月29日開催
小説家デビューのいきさつや栄区が舞台のモデルとなった小説の執筆エピソード、おすすめ本の紹介などをお話いただきました。



【読書ノート&親子のえほんノート】

目標3 自分に合った読書のカタチを見つけよう！

多様な環境やライフスタイルに応じて、誰もが読書を楽しめる仕組みを整えます。

具体的な取組

- ◆スマートフォンやパソコンなどを通じた電子書籍サービスの普及啓発に努めます。
- ◆読書に困難な方も楽しめるバリアフリー図書の充実を図ります。
- ◆栄区社会福祉協議会と連携しながら、読書環境を改善していきます。
- ◆広報よこはま栄区版やホームページ、SNS、パマトコなどを活用し、積極的な情報発信を行っていきます。